

復興公営住宅の支援

孤立防止と住民の自立のために

東日本大震災と東京電力福島第一原発事故の発生から6年が経過しました。福島県は、原発事故により避難している方々が入居するための復興公営住宅4890戸の整備を進めています。今後、仮設住宅や借り上げ住宅からの転居者が急増すると見込まれます。復興公営住宅の住民が抱える課題や必要な支援についてまとめました。



南相馬市に整備された集合型の復興公営住宅

復興公営住宅について

地方自治体は、災害で家屋を失い、自ら住宅を確保するのが困難な人に対して、国の補助を受けて災害公営住宅を整備します。東日本大震災の被災者向けとしては、福島・宮城・岩手の被災3県を中心に、全国で3万戸以上の災害公営住宅が建設される予定です。

このうち福島県は、原子力災害による避難者が入居する復興公営住宅を県内に4890戸整備します。復興庁によると、平成26年9月に入居を開始した福島市の飯野町団地

を皮切りに、28年12月末までに2995戸が完成しています。29年度末にかけて、完成・入居開始の動きが本格化します。県は復興公営住宅を避難者のコミュニティの維持・形成の拠点と位置づけています。入居者はもちろん周辺の避難者や近隣住民も含めた交流環境を整えるため、「コミュニティ集会所の併設のほか、市町村単位や親族同士など、グループ単位の入居にも配慮しています。

支援を要する人に配慮

住居の形態は集合住宅のほか、戸建てまたは2戸1棟住宅があります。集合住宅には高齢者、障がい者、要介護者を含む世帯のみ申し込み可能な優先住宅もあります。優先住宅には、外部に異常を知らせる非常用ボタンや引き戸の入口などがあり、車いす対応住宅もあります。復興公営住宅の入居希望者は県に申し込み、抽選で入居者が決まります。妊婦を含む子育て等世帯は、当選確率が5割増しの優遇措置を受けられます。

入居には①原子力災害により避難指示を受けている居住制限者である、②住宅に困窮しているなどの要件(右図)があり、収入に応じた家賃などの負担があります。家賃は公営住宅法に基づき、入居世帯の収入や住宅の立地、規模、経過年数、設備などの条件によって算出されます。

入居期間は、収入が県で定める要件の上限額を超える場合を除き、制限はありません。

浪江町社協に聞く

復興公営住宅の課題

生活見えにくく孤独感

浪江町社会福祉協議会(以下、浪江町社協)の生活支援相談員26人が、県内12市町村に避難する浪江町民を戸別訪問し、支えています。復興公営住宅住民が抱える課題と、浪江町社協が取り組む支援について聞きました。

問題の把握困難 住民トラブルも

生活支援相談員(以下、相談員)は避難者宅を戸別訪問し、安否確認、相談対応のほか、必要に応じて専門機関へつないでいます。

復興公営住宅は、仮設住宅に比べ保温性や防音性が高く快適です。一方、生活音や明かりが漏れにくく、外から中の様子をうかがい知ることが難しくなっています。



浪江町社会福祉協議会
主任生活支援員
かのまた ともこ
鹿又 智子 さん

相談員をまとめる主任生活支援員の鹿又智子さんは「ひとり暮らしの高齢者の中には、交流ができませんと感じている人もいます」と孤立化を懸念しています。

生活実態が見えにくい中、医療や介護の手が届かないという課題もあります。認知症が疑われるのに、医療機関の受診ができず、適切な介護サービスを受けられずにいる例や、障がいを抱える人が福祉サービスを受けられずにトラブルに巻き込まれるケースもあります。

相談員は現場で、訪問を希望しない人や支援を拒否する世帯にも直面します。「個人の意向は優先しなくてはなりません。そんな時、歯がゆい思いをすることもあります」と鹿又さんは話します。

復興公営住宅では、団地の「ミミ出

しのルールを守らない人、通路に物を置く行為など共有スペースの私物化をする人がいるため、住民間の生活上のトラブルも起きています。集合住宅で生活をしたことのない人が多く、新しい環境やルールへの適応が難しいことも原因の一つとみられます。自治会が機能していれば注意の声掛けができますが、これらの問題を解消できず入居者が困っている団地もあります。相談員は、他の団地の成功例などの情報を提供し、中立な立場で見守っています。

他機関との連携強化

復興公営住宅は平成26年の入居開始から約2年半が経過しましたが、支援はまだ手探り状態です。相談員はあらゆる状況に適切に対応するため、役割や心構えを確認する研修を受講するなど、資質向上に努めています。

住民が適切な福祉サービスを受けられるよう、心のケアセンター、児童相談所、町の保健師、民生委員・児童委員などの専門機関や関係者と情報の交換・共有もしています。



生活支援相談員対象の研修会の様子

浪江町社協は今後、復興公営住宅の住民間交流、自治会支援、地域との関係づくりを支援する「NPO法人3・11被災者を支援するいわき連絡協議会(愛称:「みんがく」)(4、5ページで紹介)と、団地のサロン開催の連携の在り方について協議を本格化させます。

避難先の市町村社協が主催するサロンには、浪江町社協の相談員が一緒に参加したり、定期的に他社協との連絡会へも出席しています。二本松地区では二本松市社協の相談員と、毎日一緒に避難者宅を訪問しています。復興公営住宅は今後長期間住み続ける人が多いため、住む地域につながるを持つことも大切と考えられています。

入居要件

- ①原子力災害により避難指示を受けている居住制限者
- ②住宅に困窮している*
- ③県税の滞納がない
- ④過去に県営住宅に住んでいた場合、現在家賃の滞納がない
- ⑤暴力団員でない

*既に復興公営住宅に入居または入居決定している方、避難指示区域の外に自己所有の住居(戸建て住宅やマンションなど)を所有している方は応募できません

交流促進や自治会設立

復興公営住宅は仮設住宅と違い、恒久的な住まいとして入居する人が多くいます。住民には、支援が終了してからも自分たちで問題を解決する力が必要です。住民の自立を目的に集団支援に取り組む「NPO法人3・11被災者を支援するいわき連絡協議会」の活動と、支援を受けて自治会を設立した住民の声を紹介します。

入居者主体を念頭に環境づくり

「NPO法人3・11被災者を支援するいわき連絡協議会(愛称:みんなく)」は、国の支援を受けて福島県が実施している「生活拠点コミュニティ形成事業」を受託して、復興公営住宅を中心に住民の交流や自治会設立を支援しています。

いわき市、福島市、郡山市、会津若松市、南相馬市の5カ所の拠点に「コミュニティ交流員」(以下、交流員)約60人を配置し、県内ほぼ全ての復興公営住宅を対象に①入居者同士の交流促進、②自治会設立・運営支

援、③地元住民との交流の3つのステップで支援しています(図1)。住民同士が自ら主体的に交流できる環境づくりを目指しています。

入居前の顔合わせから

入居前に行われる説明会の際に、住民同士の最初の顔合わせを兼ねた交流の時間を持っています。ゴミの分別方法などを説明しながら、交流員や住民が自己紹介をして、なかなか雰囲気を作ります。

入居後も住民同士の交流を促し団地内の孤立を防ぐため、さまざまな催しを企画します。芋煮会やクリスマス会などの季節の行事のほか、

について学んだりしています。

地元住民と良好な関係を

交流員は、復興公営住宅と地元住民が、互いの催しに参加し合うなどして良好な関係を築けるよう支援します。団地住民の町内会加入も視野に入れています。

自治会長・向山さんは近隣住民の様子について「声を掛けてくれる人もいますし、秋祭りのみこしが団地にも来てくれました。自治会運営が

多くの人に興味を持ってもらえるよう手芸教室、落語や映画鑑賞会など趣向を凝らしています。趣味の合う人同士が仲良くなり、少人数で自発的に集まることもあります。

交流員は住民が自ら運営する組織で団地の共通の課題解決を図れるように、自治会の設立を支援しています。役員を選定や会則作成の支援、自治会総会のための資料づくりや会計報告のしかた、会の進め方などの具体的な助言もします。

自治会が住民主体で催しができるようになれば、交流員は徐々に裏方としての支援に移行します。

本宮市の復興公営住宅の事例

平成28年8月に入居を開始した本宮市の復興公営住宅(吹上市営住宅)には、浪江町と大熊町からの避難者が入居しています。自治会設立にあたり、交流員が会則案や会費の集め方などをアドバイスしました。

自治会長の向山栄治さんは「どう手をつければよいか分からなかったので、情報提供は大変助かりました」と話します。全22戸のほとんどは高齢者がひとり暮らしで暮らしています。現



図1 復興公営住宅 コミュニティ形成のステップ

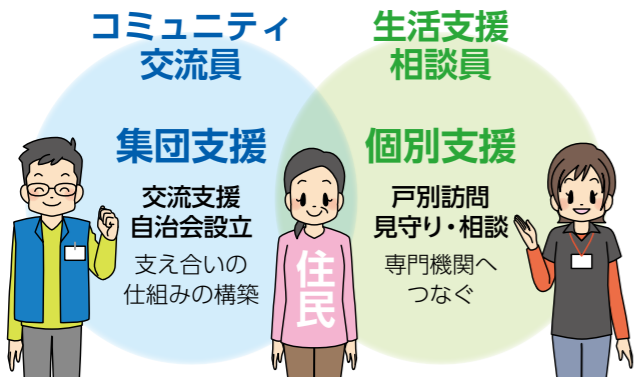


3.11被災者を支援するいわき連絡協議会チーフスーパーバイザー うちの みつお 内野 美津夫 さん



吹上市営住宅自治会長 むかいやま えいじ 向山 栄治 さん

図2 復興公営住宅 支援の構図



復興公営住宅は自力で住宅再建が困難な人などを対象とした住宅です。高齢者や支援の必要な人が入居するケースが多く、課題が集中する場所であるといえます。

復興公営住宅では現在、生活支援相談員が一人一人にきめ細かく寄り添う個別支援と、交流員による「支え合いの仕組みの構築」などの集団支援の、二つ側面からの支援が相補的に住民を支えています(図2)。

復興公営住宅は、仮設住宅に比べて住民の問題が把握しにくく、孤立化や支援の難しさに拍車をかけています。

浪江町社協の杉本俊郎常務理事兼事務局長は「住民同士や地域との交流が少ないと、児童や高齢者の虐待

ど、細かなルール作りが必要になります。災害時に地域住民と一緒に避難することも考慮し、連絡方法や避難先などを確認し合うことも大切です」と話しました。



浪江町社会福祉協議会常務理事兼事務局長 すぎもと としろう 杉本 俊郎 さん

など家庭の問題やSOSのサインが見えにくくなります」と話します。

原子力災害による避難者の多くは、ふるさとや自宅が物理的にあるのに帰れない方々です。これまでの生活や仕事を失ったまま、将来の見通しを立てられない人も多くいます。心の整理がつかず、不安な状態が長引くことも懸念されています。

心のケアをはじめ多様な課題に対して専門機関やNPO法人などが特性を生かしながら連携し、すき間のない支援を続けることが求められています。